都留市農業委員会委員募集要項

　農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任方法が公職選挙法に基づくものから議会の同意を得て市長が任命する方法に変更されたことに伴い、以下のとおり農業委員を募集します。

１　 推薦を受ける者及び応募者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者

1. 都留市が設置する他の付属機関等の委員
2. 都留市の職員
3. 市税、国民健康保険税等を滞納している者
4. 都留市暴力団排除条例（平成２４年都留市条例１２号）第２条第２号

に規定する暴力団員に該当する者

２　 農業委員の主な業務

毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動、農地転用の

許可案件等に関する審議及び合議体としての決定並びに審議に関連した現地調査等を行います。

　　 また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の出し手・受け手の働きか

けにより、農地の利用集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消に

向けた現場活動や農地パトロール及び違反転用の監視等を行います。

　　 その他、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

３　 募集人数

　　 １１人

４　 任期

令和５年７月２９日から令和８年７月２８日

５　 委員報酬

会長　月額　２０，０００円

会長職務代理者　月額　１８，０００円

委員　月額　１６，０００円

※実績に応じ国の交付金の範囲内において市長が定める基準により算定した額を別に支給することがあります。

６　 推薦及び応募に関する手続き等

　所定の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、締切日（令和５年５月８日（月））までに都留市農業委員会事務局へご提出ください。

　 なお、直接持参する場合、受付時間は、平日の午前９時００分から午後５時００分までとなります。

また、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

※推薦書等の必要な書類は、市役所農業委員会事務局に備えてあります。

また、市のホームページからも様式がダウンロードできます。

７　 推薦及び応募の受付期間

　　 令和５年４月１０日（月）～５月８日（月）【必着】

８　 農業委員候補者の選定

　　 推薦若しくは応募による委員候補者が募集人数を超えた場合又は市長が

必要と認めた場合は、選定委員会を開催し、提出された推薦書等をもとに

候補者を選定します。

　 なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

９　 結果の通知

　　 結果の通知は、令和５年５月下旬までに本人宛てに書面で通知する予定

　 です。

10　 農業委員の任命

　　　 農業委員候補者となられた方を、市議会の同意を得た上で、令和５年

７月２９日付けで正式に農業委員として任命します。

　11　 推薦書等関係書類の公表

　 募集の期間中（４月下旬）および期間終了後（５月中旬）の２回、市のホームページで、提出された書類をもとに以下の内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

1. 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢、性別
2. 推薦者（団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、
3. 推薦を受ける方、または応募する方の氏名、職業、年齢、性別、
4. 認定農業者であるか否かの別
5. 推薦者が、推薦を受ける方を農地利用最適化推進委員として推薦しているか、または応募する方が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

　12　 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

　　　 〒　４０２－８５０１

　　　 　都留市上谷一丁目１番１号

　　　 　都留市役所　農業委員会事務局

　　　 　電話　０５５４‐４３‐１１１１（内線１６０）